

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点

(令和 **5年4月1日** 改訂版)

徳島県教育委員会

目 次

1 保健管理等に関すること	
（1）感染症対策について	・・・ 1
（2）出席停止及び臨時休業等の扱いについて	・・・ <u>3</u>
（3）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について	・・・ 7
（4）海外から帰国した児童生徒等への対応について	・・・ 8
（5）児童生徒等の生活習慣への配慮について	・・・ 8
（6）心のケアについて	・・・ 9
（7）いじめや偏見、差別について	・・・ 9
（8）虐待対応について	・・・ 10
2 学習指導に関すること	
（1）各教科等の指導における感染症対策等に関すること	・・・ <u>10</u>
（2）やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について	・・・ 12
（3）長期休業期間の短縮、土曜授業等（授業時数の確保）について	・・・ <u>12</u>
3 学校行事の実施に関すること	・・・ 13
4 部活動に関すること	・・・ 13
5 学校安全の確保に関すること	
（1）熱中症事故の防止について	・・・ 15
（2）登下校時の安全確保について	・・・ 15
6 学校給食に関すること	
（1）学校給食調理場	・・・ 16
（2）学校	・・・ 16

7	教職員の出勤等の服務について	・・・	16
8	<u>子供の居場所における対策との連携に関すること</u>	・・・	17
9	学校と家庭の連携に関すること	・・・	17
10	その他		
	(1) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること	・・・	18
	(2) 総合寄宿舍等に関すること	・・・	18

【資料】

- 別添資料① 新型コロナウイルス感染症報告
- 別添資料② 新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 チェックリスト
(管理職用・教職員用・部活動顧問用・寮生・下宿生用)

- (参考資料①) 保護者へのメール文例

この留意点は、令和4年4月1日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1Ver9)」(以下、「衛生管理マニュアル」という。)並びに累次の文部科学省事務連絡の内容を踏まえ、幼児児童生徒(以下、「児童生徒等」という。)の安全確保を第一に考え、円滑な学校運営を継続していくために必要な対策のポイントをまとめたものである。

一人一人が日常生活の中で基本的な感染防止対策を心がけることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことができることをしっかりと念頭に置いた上で、次の各事項について十分に留意されたい。

また、各学校におかれては、校長のリーダーシップの下、これまで以上の危機意識を持って、別添資料②の「新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 チェックリスト(管理職用・教職員用・部活動顧問用・寮生・下宿生用)を学校の実情に合わせて適宜修正の上、活用いただき、組織的に感染症対策に取り組んでいただきたい。

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施(児童生徒等及び教職員)

○感染源を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。

教職員についても同様の対応とすること。

- ・毎朝、家庭で検温及び健康観察を実施し、記録する。
(例)健康観察表の継続使用、生活記録ノートへの記入、担任による聞き取り等
- ・登校前に確認ができなかった児童生徒等については、登校後速やかに検温及び健康観察を実施し、記録する。
- ・地域の感染状況等必要に応じて、同居の家族についても健康状態を確認するよう依頼し、登校時の検温及び健康状態(同居の家族の健康状態を含む)の把握を校舎に入る前に行う等の対策を行うこと。

○感染経路を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルスの感染経路を絶つこと。

なお、清掃活動や消毒作業の実施に当たっては、教員の負担軽減を図る観点から外部人材の活用などを検討すること。また、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、過度な消毒とならないよう、十分な配慮をすること。

- ・手洗い用石鹼を使用した手洗いの徹底、及び必要に応じて手指消毒用エタノール等の使用（登校後、昼食の前後、校舎外から教室に入る時、トイレの後等）
- ・咳エチケット（咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底
- ・通常の清掃活動の中でのポイントを絞った消毒
 - ▶清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを定期的に確認すること。
 - ▶使用する家庭用洗剤や消毒液について、新型コロナウイルスに対する有効性を確認すること（衛生管理マニュアル別添資料参照）。
 - ▶床、机、いす等は特別な消毒の必要はないが、衛生環境は良好に保つこと。
 - ▶器具や用具等、共用する物は、使用前後に手洗いをするにより、使用の都度の消毒は省略することができる。
 - ▶大勢がよく触れる箇所については1日1回水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオル等で拭き取ること。（ドアノブ、手すり、スイッチ等）
- ※消毒の方法については、最新の「衛生管理マニュアル」を確認すること。
- ・来校者の把握及び、感染症対策の協力依頼（手洗い・手指消毒の徹底、来校者名簿の記入、とくしまコロナお知らせシステムへの登録依頼等）

○抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導すること。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による集団感染リスクの高まる3条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・（密閉）換気が悪い密閉空間 ・（密集）多数が集まる密集場所 ・（密接）間近で会話や発声をする密接場面 |
|---|

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件（以下、「3つの密」という。）が重なる場及び「大声を出す」など感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、その実施に当たっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要であること。

- (例) ・児童生徒等が一堂に会する集会 ・保護者等を対象とした授業参観
 ・集会や給食時等の行列 ・PTA総会や保護者説明会
 ・家庭訪問や個人面談 ・屋内での運動会練習 ・文化祭や学習発表会 等

○換気の徹底

気候上可能な限り、常時換気を行うこと。常時換気を実施するのが困難な場合には、こまめに（30分に1回以上）数分程度、2方向の窓を全開にし、換気を行うこと。

学校に換気設備がある場合は、常時運転とし、換気能力を確認した上で、窓開

け等による自然換気も併用すること。

冬季は、換気により室温を保つことが難しいため、健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温、防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応すること。

○マスクの着用

児童生徒等および教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

学校におけるマスク着用の考え方について、児童生徒等、教職員および保護者に対して丁寧の説明・周知すること。

- ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨されている場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- ・基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。
- ・児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- ・教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。
- ・部活動等においても「感染リスクが比較的高い学習活動」と同様の活動を実施する場合は、換気や大声での発声を控えるなどの対策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

○昼食等の飲食時について

- ・給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- ・適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離(1 m程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

食堂の利用についても、同様の対応を行い、教職員の食事の場面においても注意すること。

(2)出席停止及び臨時休業等の扱いについて

①児童生徒等が感染した場合

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の療養期間等については、次のとおりとされている。(令和4年9月7日現在)

【有症状患者】

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等、自主的な感染拡大予防行動を行うこと。

【無症状患者】

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等、自主的な感染拡大予防行動を行うこと。

出席停止	児童生徒等本人は、感染の判明した日（判明前から症状があり欠席していた場合は、最終登校日の翌日）から医師等が登校を認めた日（または、療養解除となって登校できるようになった日）の前日までを出席停止とする。 ※児童生徒等本人の療養期間が終了している場合には、同居の家族が感染し、自宅療養している場合においても、登校を認めること。
臨時休業	原則として、特段初期対応としての臨時休業は行わない。 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合には、学級閉鎖などの臨時休業を行うものとする。 臨時休業の期間については5日程度とし、未診断の風邪等の症状を有する者の陰性が確認できた場合には、期間を短縮すること。 ○学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③その他、設置者で必要と判断した場合 ※同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の中で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。

②児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

出席停止	児童生徒本人は一定の期間を出席停止とする。 ※感染者の同居家族については、濃厚接触者となることから、保健所の連絡を待たずに自宅待機と健康観察を行うこと。
------	---

	出席停止とする期間は原則5日間とし、2日目・3日目に抗原定性検査キットで陰性が確認された場合には、3日目から解除可能とする。 ※いずれの場合においても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること等の感染対策を徹底するよう指導すること。
臨時休業	原則として、臨時休業は行わない。

③学校で感染者の感染可能期間（発症2日前～）中に、感染対策を行わずに感染者と飲食を共にするなど感染リスクの高い接触があった児童生徒
一定期間「出席停止」とすることができる。

④児童生徒等が保健所の指示やかかりつけ医の判断によりPCR検査・抗原検査（以下、「PCR検査等」という。）を受ける場合
「出席停止」とすることができる。

⑤児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合
「出席停止」とする。

⑥同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合
感染がまん延している場合や「とくしまアラートレベル3・医療負荷増大期、レベル4・医療機能不全期」が発動されている期間においては、登校を見合わせるよう依頼し、「出席停止」とする。

⑦同居の家族が保健所の指示や感染が疑われる症状によりPCR検査等を受ける場合
「出席停止」とすることができる（保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合に限る）。
※なお、同居の家族がPCR検査等を受けることの報告は求めないこと。

⑧保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合
「出席停止」とすることができる。

○保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。
その上で、生活圏において感染経路の分からない患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として扱うことができる。
その期間については、校長が決定する。

【留意事項】

ア. ①～⑧の場合、児童生徒等の指導要録は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

イ. ①の場合、市町村立学校は市町村教育委員会に、県立学校は、県教育委員会体育健康安全課に報告すること。【別添資料①「新型コロナウイルス感染症報告」に沿って電話で報告。ファクシミリ不可】

平日連絡先 体育健康安全課 電話：088-621-3171

休日・夜間連絡先（上記連絡先に連絡がつかない場合）

体育健康安全課公用携帯電話

電話：090-5068-2054

ウ. 臨時休業を実施する場合

- ・ 県教育委員会体育健康安全課（市町村立学校は市町村教育委員会を通じて）へ電話連絡すること。

- ・ 当該校は保護者に対して、感染等の状況、休業の期間、留意事項及び問合せ先をメールや通知などにおいて、速やかに連絡すること。（メール文例は、別添参考資料①のとおり）

なお、県立学校においては、当該連絡を行う前に必ず、県教育委員会体育健康安全課に内容について相談すること。

（市町村立学校については、県教育委員会体育健康安全課への事前相談は必要ないものとします。）

- ・ **臨時休業期間を延長・短縮する**場合は、速やかに（遅くとも再開した日の午前9時30分まで）県教育委員会体育健康安全課に電話連絡すること。

エ. 出席停止及び臨時休業等の扱いについて疑義がある場合には、市町村立学校は市町村教育委員会を通じて、県立学校は直接、県教育委員会体育健康安全課に相談すること。

オ. 保護者説明会や通知文を含め、情報公開については、いじめや差別につながらないように、教育委員会と協議の上、慎重に決定すること。

カ. 教職員の勤務の扱いについては、児童生徒等の出席停止の扱いに準じるとともに、休暇等の取扱いについては、『新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて』の一部改正について」（令和3年6月17日付け教政第94号・教教第218号）及び「新型コロナワクチン接種を受ける場合等におけるサービスの取扱いについて」（令和3年6月17日付け教政第93号・教教第217号）を参照すること。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲で行いつつも、児童生徒等の学習指導や心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続すること。

【学校保健安全法】

第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

【徳島県立学校規則】

第八条

5 校長は、感染症の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒等の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。この場合においては、次の事項を直ちに委員会に報告しなければならない。

- 一 授業を行わない期間、学級及び生徒等の数
- 二 非常変災その他急迫の事情の概要
- 三 臨時に授業を行わないことを必要と認める事由

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。
- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断する。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒(注)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断する。

(注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

このほか、特別支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程

度を踏まえ、適切に対応すること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当面の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

また、校外活動等を計画する際には、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

海外から帰国した児童生徒等について、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。ただし、最新の政府の水際対策（※1）の措置を確認し、その指示に従うこと。

また、学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること等にも配慮すること。

なお、国際的な人の往来再開に向けた措置については、外務省のホームページ（※2）を確認し、対応について留意すること。

（※1）水際対策（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html



（※2）国際的な人の往来再開に向けた措置について（外務省ホームページ）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html



(5) 児童生徒等の生活習慣への配慮について

児童生徒等の運動不足に伴う肥満、動画・SNS・ゲーム等の使用時間の大幅な増加、食事や睡眠などの生活習慣の乱れから生じる体調不良を訴える児童生徒等の増加が懸念されることから、以下のことに留意すること。

- ・担任、養護教諭を中心に児童生徒等のきめ細かな健康観察を行うこと。
- ・学校の課題を明らかにし、全教職員共通理解のもと、「生活習慣改善プロジェクト」をはじめ、各校の実情に応じた運動習慣の定着や個々の健康課題に向けた取組を行うこと。
- ・学校と家庭の役割を明確にし、学校だよりや保健だよりなどを通して情報を共有しながら、家庭と連携して基本的な生活習慣を身に付けさせること。

(6) 心のケアについて

以下のことに留意し、組織的に対応すること。

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察やアンケート等から、全ての児童生徒等の状況を把握すること。把握にあたっては、学校の実態や必要に応じて1人1台端末の活用についても検討すること。
- ・長期休業や臨時休業、自宅待機明けはもちろんのこと、学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を的確に把握すること。
- ・児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援等、適切に対応すること。
- ・早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。(電話088-621-3138)
- ・スクールカウンセラー等による相談を実施する際には、相談室内の座席の配置、相談室の換気を定期的に行う等、感染予防に十分配慮すること。
- ・教育相談窓口の周知を徹底し、児童生徒等がストレスや不安、悩みを抱えることがないように支援すること。
- ・児童生徒等の心のケアの一つとして、学校や家庭で「とくしま こころのサポート」動画等を活用すること。

<https://manabi-support.tokushima-ec.ed.jp/kokoro>

家庭学習応援サイト とくしま こころのサポート

「心のセルフケア動画」コンテンツじぶんメンテ



〈主な相談窓口〉

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)

○児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちはやく)

対象者：全ての児童生徒 24時間 通話料無料

○徳島県立総合教育センター特別支援・相談課

こころとからだのサポートセンター

電話 088-672-5200 (平日9時～17時)

メールアドレス tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp



(7) いじめや偏見、差別について

感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる人、海外から帰国した人、県外から来た人とその家族、外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為(日常生活での「冷やかし」や「からかい」等も含む)は、断じて許されないものである。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクの着用の有無、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等へのいじめや偏見、差別の防止の徹底に努めること。併せて、噂やデマ等に惑わされず相手の立場を考えた行動がとれるよう、日々の人権教育に積極的に取り入れること。

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者、接触者である児

児童生徒等がいじめや偏見、差別の対象にならぬよう、十分配慮・注意するとともに、PTA研修等を通じて、保護者にも啓発すること。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は、あくまで本人の意思や保護者の同意に基づくこと、体質や持病等の状況や本人の健康状態など様々な理由で接種を受けることができない人もいることから、「接種の有無を問いただす」「接種を強く促す」「接種を受けていない人に対して、差別やいじめをする」ような行為が決して行われないう、児童生徒等への適切な指導を行うとともに、保護者等に対しても正確な情報の提供に努め、理解を求めること。

児童生徒等に対する差別事件・差別事象が発生した場合は、速やかに所管の教育委員会へ連絡すること。

なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる人を家族にもつ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならない。

※ 特に、感染症対策の最前線で対応をされている医療従事者や社会機能の維持にあたる人への尊敬と感謝の気持ちをもち、行動で表すとともに、新型コロナウイルス感染症に関する対応において、児童生徒等や保護者への人権に十分に配慮すること。

「新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応について」
(令和3年9月9日付け教人第40号・令和3年2月1日付け
教人第36号・令和3年2月12日付け教人第40号) 参照

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5044021/>



(8) 虐待対応について

新型コロナウイルス感染症への対応（外出自粛や人との接触を控えるなど）により、児童生徒等や保護者それぞれのストレスが高まることで、虐待の発生が懸念される。学校関係者は虐待を把握しやすい立場にあることから、これまで以上に児童生徒等の観察やアンケート等、保護者との連携を密にし、虐待の予防や早期発見・早期対応に努めること。特に長期休業や臨時休業、自宅待機明けにおける児童生徒等の観察については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省令和2年6月改訂版）の「虐待リスクのチェックリスト」を参考にし、虐待が疑われる事案については、同手引きに沿って市町村や児童相談所等への通告・情報提供を速やかに行うこと。また、(6)〈主な相談窓口〉を保護者や児童生徒等に周知すること。

2 学習指導に関すること

(1) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

各教科等における「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい。

【各教科等共通】

◇「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

◇「一斉に大きな声で話す活動」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・近距離で向かい合っでの発声は控えること

【理科】

◇「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】

◇「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えること

【図画工作、美術、工芸】

◇「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭、技術・家庭】

◇「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

【体育、保健体育】

◇「組み合ったり接触したりする運動」

- ・屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・大声での発声は控えること
- ・見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること

(2) やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であることから、児童生徒の実情に応じて、1人1台端末等のICTを有効に活用し、同時双方向型のウェブ会議システムなどにより、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うこと。

< ICTを活用した学習指導の例 >

- ウェブ会議システム（Zoom・Microsoft Teams等）を活用し、教室の授業を配信
- 学習支援アプリ（MetaMoJi ClassroomやClassi等）を活用した課題（問題）・解説動画の配信
- 文部科学省の「子供の学び応援サイト」や「とくしま まなびのサポート」等の学習支援動画を活用した家庭学習

特別支援学校等においては、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。

(3) 長期休業期間の短縮、土曜授業等（授業時数の確保）について

臨時休業に伴う補充のための授業を当該年度の教育課程内に行う場合は、児童生

徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に配慮した上で、授業時数を確保するために、長期休業期間の短縮、土曜授業等について考慮すること。なお、以下の点に留意すること。

- ・長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能である（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条等）。その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、配慮すること。また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、適切に振り替えを行うことが必要であり、当該勤務日を起算日として4週間前の日から16週間後の日までの期間に振り替えを行い、計画的に対応することが望ましい。

3 学校行事の実施に関すること

入学式、卒業式等の儀式的行事、運動会等の体育的行事や文化的行事、その他の学校行事（遠足・集団宿泊的行事を除く。）の実施に当たっては、それぞれの意義等を踏まえつつ、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。

具体的な留意事項については、「新学期以降の県立学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」（令和5年3月20日付け教政第318号）を参照すること。

遠足・修学旅行等の集団宿泊的行事における感染症対策については、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の実情に合わせて適切に対応すること。

4 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮すること。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握し、次のとおり感染症対策を徹底すること。また、地域の感染状況や活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討し、学校の全部を休業とする場合は、基本的には部活動は自粛する。

ただし、部活動の公式大会・コンクール等への参加については、生徒の成果発表の機会の確保を図る観点から、教育委員会と協議の上、参加することを可能とする。

○活動前

- ・生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・消毒液を設置し、生徒が手を触れる箇所や用具等の消毒を行うとともに、生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。

- ・部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。

○活動時

- ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、「3つの密」が重ならないよう、競技や活動の特性を踏まえ、実施内容や方法を工夫すること。
- ・活動時間や休養日については、「部活動の在り方に関する方針」により適切に対応すること。
- ・体育館や音楽室、部室等を利用する際は、密閉空間としないために、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための防護措置等を徹底すること。
- ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
- ・歌唱（合唱も含む）や楽器演奏等、室内での活動では、上のような感染症対策について、十分注意すること。特に、合唱を行う場合には、前方1 m程度・左右50 c m程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は避けること。
- ・部活動で使用する用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

○活動後

- ・生徒に、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、手を触れた箇所や用具等の消毒を行うこと。
- ・生徒の身体状況など嚴重な健康確認の上、しっかりと休養を取るよう指導すること。
- ・活動終了後も、感染に気をつけて行動すること。

○その他

- ・水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控える指導を徹底すること。
- ・水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える指導を徹底すること。
- ・各団体が作成するガイドラインを踏まえるとともに、感染症対策を徹底すること。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施にあたっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、部活動の活動内容等に応じて、生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるものの、その場合においても、着用を強いるこ

とのないようにすること。

5 学校安全の確保に関すること

(1) 熱中症事故の防止について

個人の判断により、学校生活においてマスクを着用している児童生徒等及び教職員については、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう対応すること。特に、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい子供へは、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。

(2) 登下校時の安全確保について

児童生徒等の登下校時の安全確保については、児童生徒等に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要であること。

特に、授業の途中で学級閉鎖等の臨時休業を実施する場合には、児童生徒等が通学路を一人で下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があること。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられること。

公共交通機関を利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。

- ・混雑した列車やバスを利用する場合は、マスクを適切に着用すること（咳エチケット等の徹底）。
 - ・車内における会話を控えること。
 - ・帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗うこと。
 - ・顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
 - ・できるだけ乗客が少ない時間帯を利用すること。
 - ・乗車の前に、各家庭において検温し、発熱が認められるときは乗車を見合わせる
- こと。
- スクールバスを利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。
- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
 - ・乗車の前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- こと。
- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により過密乗車を避けること。
 - ・利用者は座席の間隔を空けて座り、それが難しい場合には、会話を控えることの徹底やマスク着用の推奨を行うこと。
 - ・利用者に手洗いや咳エチケットの実施等を徹底すること。
 - ・多くの利用者が触れる手すり等を消毒すること。

6 学校給食に関すること

(1) 学校給食調理場

- 「学校給食衛生管理基準」に基づき作業を行うこと。特に、以下の点を徹底すること。
 - ・専用で清潔な調理衣、エプロン、マスク、帽子、履物等を着用すること。
 - ・「学校給食における標準的な手洗いマニュアル」「学校給食における作業中の手洗いマニュアル」に従って、適切に手指の洗浄と消毒を行うこと。
 - ・毎日学校給食従事者の健康状態を個人別に記録し、保存すること。
- 学校給食従事者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅待機とすること。

(2) 学校

- 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前後の手洗いを徹底すること。
 - ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達段階に応じた手洗い指導を行うこと。
 - ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。
- 配食を行う児童生徒等及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。
<給食当番チェックリスト>（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）
 - 下痢をしている者はいない。
 - 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
 - 衛生的な服装をしている。
 - 手指は確実に洗浄した。
- 配膳前に、配膳台や児童生徒等の机上を衛生的な布巾で拭くこと。
- 配膳前・配膳中は児童生徒等は静かに着席して待つよう指導すること。
- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する、大声での会話を控えるなどの対応を行うこと。
- 適切な換気を確保するとともに、上記の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

7 教職員の出勤等の服務について

- 教職員は、健康観察表を活用し、検温や体調確認を継続的に行うとともに、発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。
- 休暇等の取扱いについては、『新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて』の一部改正について」（令和3年6月17日付け教政第94号・教教第218号）及び「新型コロナワクチン接種を受ける場合等におけるサービスの取扱いに

ついて」(令和3年6月17日付け教政第93号・教教第217号)のとおりとする。

- 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けること。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用した学校内での分散勤務等を検討すること。
- 職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼることや、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫を行うとともに、オンライン会議システム等を活用すること。
- 感染予防のため、公共交通機関で通勤している教職員が、人混みの多い時間帯を避けて出勤できるよう、「時差出勤」を可能な範囲で推進すること。
- 海外から帰国した場合は、健康状態に問題がなければ出勤して構わない。ただし、最新の政府の水際対策の措置を確認し、その指示に従うこと。なお、在宅勤務を実施する場合に当たっては「教員の在宅勤務に関する実施要領」（令和2年12月23日徳島県教育委員会教職員課）を踏まえること。
- 日常生活においても、適切に感染対策を行うこと。

8 子供の居場所における対策との連携に関すること

放課後児童クラブ・デイサービス等の子供の居場所において感染対策が講じられることも重要であり、例えば、学校における感染者の発生状況や学校において講じている感染症対策に関する情報を共有するなど、それらの運営主体等と連携を図ることも重要である。

また、特に長期休業期間においては、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、福祉部局等と連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等の活用を推進することが考えられる。この場合、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要である。

なお、地域住民や様々な地域人材の参画を得て行う「放課後子供教室」の活用も可能であること。

9 学校と家庭の連携に関すること

全国的には、児童生徒等の感染経路については「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が高い割合となっていることから、学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要である。各家庭においては、毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に未診断の発熱などの症状がある場合には、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、登校を控えたり、学校以外においても、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう注意するなど、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力をお願いすること。特に、長期間学校を離れる長期休業に入る前においては、当該期間の過ごし方に関して協力を呼びかけること。

10 その他

(1) 県立高等学校における授業料等の修学支援に関すること

新型コロナウイルス感染症の影響等により、生徒等の学資を負担している者の状況が変化し、授業料、受講料等の学納金の納付が困難な者に対して、高校生等に対する修学支援に関する各制度の内容や問い合わせ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行うこと。

年度の途中で家計が急変した高校生等に対する修学支援として、令和2年度から奨学のための給付金を拡充しており、また、授業料減免及び徳島県奨学金の緊急採用は、随時受付を行っている。学校においてこれらの支援制度の周知を十分行うとともに、支援が必要な生徒が申請手続きを行えるよう配慮すること。

なお、修学支援に関する事務取扱等の詳細については、県ホームページに、「高校生等への修学支援制度について」を掲載しているので適宜活用すること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/gakkokyoiku/5036678/>



(2) 総合寄宿舍等に関すること

総合寄宿舍、高等学校の単独寮及び特別支援学校の寄宿舍における感染症対策については、関連する最新の県教育委員会の通知等を踏まえて適切に対応すること。

なお、総合寄宿舍等は児童生徒が集団生活を行う場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられる。平時から感染防止対策チェックリストを活用し、健康管理や感染症対策を行うとともに、感染者発生時の対応について、寮生の在籍校や関係機関と連絡を取れる体制について再度確認をしておくこと。特に集団で共有する設備である食堂や浴室・トイレ等の利用については、適切な利用方法を指導すること。

【令和4年9月改訂】

新型コロナウイルス感染症報告

陽性

報告日時 月 日 時頃

1	報告者(所属・職・氏名)	
2 感染者の情報		
①	学校名	
②	学年・組・教職員	年 組 ・ 教職員(職名:)
③	氏名	
④	部活動	
⑤	陽性判明日	
⑥	陽性判明までの経緯 ※陽性者よりも先に同居の家族に陽性者がいる場合には、「家庭内」として報告してください。	【推測される感染経路】 不明 ・ 家庭内 ・ 学級内 ・ 部活動内 ・ その他()
⑦	直近の登校日(勤務日)	
⑧	臨時休業等	○なし ○あり ・学校全体の臨時休業【 月 日 ~ 月 日 】 ・学年閉鎖()年【 月 日 ~ 月 日 】 ・学級閉鎖(年 組) 【 月 日 ~ 月 日 】
	部活動の停止	○なし ○あり 【 月 日 ~ 月 日 】

※この様式に沿って電話で下記に報告すること。(FAX不可)

連絡先 ○市町村立学校:学校→市町村教委→県教委体育健康安全課(088-621-3171)

○県立学校:学校→県教委体育健康安全課(088-621-3171)

(夜間休日の場合)

090-5068-2054(体育健康安全課公用携帯電話)

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 管理職用チェックリスト

組織的対応		チェック
1	学校の感染防止対策の実施責任者を決めている。	
2	校内の感染防止対策における各教職員の役割を明確にしている。	
3	職員室・事務室・校長室等の換気及び共用部分(受話器・ドアの取っ手等)の消毒を実施する体制を構築している。	
4	手洗い場等の石けん、手指消毒液等について、適切に管理する体制を構築している。(使用量や補充の頻度等を管理職が確認している。)	
5	ソーシャルディスタンスを保つための施設設備面での対策を講じている。(トイレや売店・食堂等生徒が並ぶ場合の立ち位置をテープ等で明示している。椅子等を撤去するなど物理的に密にならない工夫をしている。)	
6	校舎内の見回り等を実施し、生徒に感染防止対策を徹底するよう指導する体制を構築している。	
7	「職朝」において、教職員の健康状態を把握するとともに、教職員に対し、チェックリストに基づくチェックを実施するよう毎日指示している。	
8	「部活動における感染防止対策」を顧問等に作成させ、各部員に周知し、感染症対策を講じている。	
その他(連絡体制・来校者対応)		チェック
9	教職員の健康状態を把握し、体調不良の者が見られた場合は、すぐに自宅で休養し、必要に応じて受診するよう指導しているか。	
10	休日・夜間においても、児童生徒及び教職員と連絡できる体制ができているか。	
11	来校者名簿を作成し、感染症対策への協力を依頼しているか。(手洗い・手指消毒の徹底)	
12	児童生徒及び教職員がPCR検査等で陽性が判明した場合、速やかに体育健康安全課に連絡しているか。(市町村立学校は、市町村教育委員会に連絡)	
13	教職員がPCR検査等の新型コロナウイルスの検査を実施する場合、必ず学校に連絡するよう周知しているか。	
14	(任意:連絡を求めるとどうかは学校で判断してください。) 児童生徒がPCR検査等の新型コロナウイルスの検査を実施する場合、学校に連絡するよう保護者及び本人に周知しているか。	

教職員の健康管理(毎日確認)		チェック
15	体調不良者がいないことを確認したか。	
16	検温していない教職員には検温をさせたか。	
17	勤務中、発熱・体調不良が見られた場合は、速やかに帰宅させたか。	
18	出勤後や校舎外から校舎内に入る前に、手洗い石けんを使った手洗い又は手指消毒を実施させたか。	

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 教職員用チェックリスト(毎日用)

自分自身の感染予防対策		チェック
1	検温を行い、健康観察表等に記録したか。	
2	新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状はないか。 (ある場合は出勤せず、自宅で休養したか。)	
3	出勤後や校舎外から校舎内に入る前に、手洗い石けんを使った手洗い又は手指消毒を行ったか。	
4	発熱・体調不良が見られた場合は、速やかに管理職に報告し、退勤したか。	
5	昼食の前後には手洗いを徹底し、喫食時は机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等の対応を行ったか。	
6	PCR検査等を受けることを管理職に報告したか。(報告する必要があることを認識しているか。)	
7	感染リスクを避ける行動をとっているか。 (教育委員会からの感染拡大防止対策に係る最新の通知に留意し対応すること。)	
朝の健康観察 ※学級担任		チェック
9	児童生徒の健康観察表を確認し体調不良者がいないことを確認したか。	
10	検温等を実施していない児童生徒に検温、健康観察を実施したか。	
11	登校後手洗いをしていない児童生徒に手洗いを実施させたか。	
授業中		チェック
12	授業中や休み時間に児童生徒の健康観察を実施したか。	
13	教室の対角の窓を10cm～20cm開けたか。(常時が望ましい。)	
14	常時換気が困難な場合は、30分に1回以上数分間、窓を全開にしたか。	
15	屋外に出た場合、教室に入る前に児童生徒に手洗いを実施させたか。	
昼食中		チェック
16	昼食前後には、児童生徒の「手洗い石けんを使った手洗い」及び「手指消毒」を指導したか。	
17	昼食前には、机の清拭を指導したか。	
18	昼食時には、飛沫を飛ばさないよう席を斜めに配置したり、 大声での会話を控えたりすること等を指導したか。	
休み時間		チェック
19	トイレや特別教室へ行くときは密接、密集とならないように指導したか。	
20	友だちとくっついたり、接触するような遊びを避けるように指導したか。	
校内清掃		チェック
21	清掃時には、監督をし清掃後には児童生徒の手洗いを指導したか。	
22	清掃用具の劣化や衛生状態等について確認したか。	
23	担当する「手洗い場の清掃と石けんの補充」を実施したか。	
24	担当する「(ドアノブ、手すり、スイッチ等)大勢がよく触れる箇所の消毒」を実施したか。(1日1回水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭き取る。)	

新型コロナウイルス感染症 感染防止対策 部活動顧問用チェックリスト

部活動全般		チェック
1	部活動の「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施しているか。	
2	教育委員会から通知される部活動の活動制限を守っているか。	
活動前		チェック
3	「健康観察表」を活用して部員の体調を把握するとともに、活動前に再度検温を行ったか。(体調に不安のあるものを部活動に参加させていないか。)	
	発熱・咳・喉の痛み(違和感)・息苦しさ・だるさ等を感じるものを部活動に参加させていないか。また、同居の家族に体調不良等感染の疑われる方のいるものを参加させていないか。(必ず活動の直前にも顧問またはキャプテンが確認すること)	
4	手洗い・手指消毒を実施させたか。(必要に応じて活動中・活動後にも実施したか。)	
5	部室は更衣など短時間で、人数を決めて入れ替わりで使用させ、こまめに換気を行ったか。	
6	生徒が手を触れる場所(ドアノブ、スイッチ、手すり等)を消毒したか。	
活動時		チェック
7	身体活動を伴う部活動においてはマスクを着用する必要はないが、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じたか。	
8	屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動は避けているか。	
9	屋内施設の常時換気を実施し、常時換気が不可能な場合には、少なくとも30分に1回は換気を行ったか。	
10	用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしていないか。用具等の貸し借りは行っていないか。	
	用具や機器の共用はさせていないか。やむを得ず共用する場合は、一人ひとりの使用前後に用具や手指をこまめに消毒させているか。	
11	指導者は、指導時に大声を出して飛沫を飛ばしたりしないよう徹底すること。	
12	部活動の特性に応じた、感染症対策を講じたか。 (各部活動で具体的に記載)	
休憩時		チェック
13	タオル、水筒等は個人持ちとし、飲料の回し飲みは行わないように指導したか。	
14	水分補給等を行う際は、会話を控えるように指導したか。	
活動後		チェック
15	活動終了後も感染に気をつけて行動するよう指導したか。	

寮生・下宿生の新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

寮や下宿の感染防止対策に取り組もう！

< 寮や下宿にウイルスを持ち込まない >

- 外から帰ったら、まず一番に「手洗い」「うがい」「手指消毒」
流水・石鹸でしっかり手洗い
手のひら・手の甲・指先・爪の間・指の間など、手首も忘れずに！
- 長期休業期間中など退寮期間中も検温・健康観察を行いましょう
帰寮前に体調が「なんかいつもと違う」と感じたら、自宅で待機
- 寮・下宿への出入りは限られた人に限定し、検温や健康状態もチェック

< 寮や下宿の中で感染を拡大させない >

- 毎日の「検温」、「健康チェック」していますか
- 体調が「いつもと違う」と思ったら、すぐに舎監や担任等に連絡を
- 気候上可能な限り、常時換気に努めよう
常時換気が難しいときは、こまめに「換気」しよう
- 共有スペースでは、人数や時間を制限して、「密を避ける」
- こまめな「手洗い」「うがい」「手指消毒」を習慣づけよう
- 手すり・ドアノブ・スイッチなど共有部分の定期的な（1日数回）消毒を
スプレー式の消毒は直接机等に吹きかけず、キッチンペーパー等につけて消毒
- 共有部分（食事・トイレ・風呂）利用の前後は「手洗い」「消毒」
タオルなど物品の共用はせず、自分のものを使用
- 食事や風呂等では、大声での会話を控えるように
- 食事の際は、座席の間隔を空け、向かい合って座らない
- 使用済みマスク等は、ビニール袋に入れて密封して捨てる

(参考資料)

【メール文例1】(臨時休業となる場合)

「連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業について」

本校に在籍／勤務する児童生徒／教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認され、学級(学年・学校)内において感染が広がっている可能性が高いことから、教育委員会と連携し、感染拡大防止のため、次のとおり対応することといたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 ○月○日から○月○日を臨時休業／学年閉鎖／学級閉鎖／とします。
- 2 ○月○日以降の対応等につきましては、○月○日までに、メールまたは電話でご連絡します。
- 3 発熱などの風邪の症状がある場合は、かかりつけ医または受診・相談センターにご相談ください。
- 4 臨時休業中は不要不急の外出は控えてください。

なお、本情報は、感染拡大防止対策のため、学校関係者のみにお知らせするものです。本情報の取扱いには十分ご注意ください、うわさや風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いします。

徳島県立 ○○学校 校長 ○○

【メール文例2】（臨時休業が延長となる場合）

「連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の延長について」

本校に在籍／勤務する児童生徒／教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認され、臨時休業措置を行ってまいりましたが、安全確保に万全を期すため、臨時休業を延長いたします。

つきましては、感染拡大防止のため、次のとおり対応することといたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 ○月○日まで臨時休業を延長いたします。
- 2 ○月○日以降の対応等につきましては、○月○日までに、メールまたは電話で御連絡します。
- 3 発熱などの風邪の症状がある場合は、かかりつけ医または受診・相談センターにご相談ください。
- 4 臨時休業中の不要不急の外出は控えてください。

なお、本情報は、感染拡大防止対策のため、学校関係者にのみお知らせするものです。本情報の取扱いには十分ご注意ください、うわさや風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いします。

徳島県立 ○○学校 校長 ○○

【メール文例3】

「連絡 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業の解除について」

本校の臨時休業措置につきまして、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

既にお知らせしているとおり、○月○日（○）をもって臨時休業を終了し、○月○日（○）から学校を通常授業で再開します。

児童／生徒の皆さんは、毎日の検温など健康管理を行い、熱や風邪の症状がある場合には、無理して登校することなく、自宅で療養してください。

なお、本情報は、感染拡大防止対策のため、学校関係者にのみお知らせするものです。本情報の取扱いには十分ご注意ください、うわさや風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いします。

徳島県立 ○○学校 校長 ○○